



2025年4月8日

各位

会社名 GFA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松田 元  
(コード：8783、スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史  
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

### 第17回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年1月24日に発行した第三者割当による第17回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、下記のとおり、2025年7月8日付で対象者が保有し、残存する本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行及び条件等に関する詳細につきましては、2025年1月8日付で開示いたしました「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

##### 1. 第17回新株予約権の取得及び消却

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	GFA株式会社 第17回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	40,640個
(3) 新株予約権の譲渡及び消却対象者	合同会社トリコロール2
(4) 取得及び消却する新株予約権の数	19,427個 (注)
(5) 新株予約権の取得及び消却日	2025年7月8日
(6) 新株予約権の取得価額	総額16,746,074円 (新株予約権1個当たり862円) (注)
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

(注)「取得及び消却する新株予約権の数」、「新株予約権の取得価額」は本日以降、本新株予約権が行使されなかったと仮定した場合の数値を記載しております。

##### 2. 本新株予約権の取得及び消却の理由

本新株予約権は、行使指示条件を付しており、当社事業の進捗に応じた行使及び株価上昇にも応じて、当社側において行使請求ができる行使指示条項となっており、タイムリーな資金調達を可能とした条件ともなっております。

本新株予約権の割当先の行使状況なども勘案して、これまで本新株予約権の行使指示条件に従って、一部の割当先に対しては当社より行使指示の通知も行っております。

今回、この行使指示条件による行使請求なども本新株予約権の保有者である合同会社トリコロール2と協議を行っていくなかで、現状における資金都合等もあって早期の行使目途も難しいという意向もあったこと、また既に行使も大半行っていることを勘案し、一定の行使猶予期間も設定したうえで、2025年7月8日付で対象者が保有し、残存する本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議しております。

なお、本新株予約権を含む第 16 回新株予約権についても大部分の行使が完了しており、残存する個数による影響も軽微であることから、新株予約権の発行以降の株価動向や当社の資本政策及び今後の市場環境等を総合的に判断した結果、今回の本新株予約権の全部を取得し消却することといたしました。

### 3. 今後の見通しについて

本件が 2026 年 3 月期の業績などに与える影響は軽微でございます。

以 上